

健康福祉部 福祉総務課

第1 監査の概要

1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）

2 監査の対象

対象部局 健康福祉部 福祉総務課

対象年度 令和5年度

対象事項 財務事務等

3 監査の実施場所及び監査期間

実施場所 四日市市役所 監査委員室

監査期間 令和6年11月25日

4 監査の主な実施内容

四日市市監査基準に基づき、監査対象部局への聞き取り調査や過去の監査結果を踏まえて、事務事業に内在するリスクを想定し、リスク発生の可能性や発現時の影響度の観点からリスク評価を行うとともに、財務事務や経営に係る事務の管理が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げているか、その組織及び運営の合理化に努めているかなどについて、関係帳簿・書類の抽出調査、実査及び監査資料に基づく関係職員への質問等の方法により監査を行った。

第2 監査対象の概要

健康福祉部福祉総務課の主な業務内容及び職員数（令和6年8月1日現在）は、次のとおりである。

【福祉総務課】

健康福祉部 職員4人 福祉総務課 職員2人 管理係 職員3人 再任用職員1人 会計年度任用2人	(1) 保健福祉総合システムの管理及び運営に関すること。
	(2) 四日市市社会福祉協議会との連絡及び調整に関すること。
	(3) 民生委員及び児童委員に関すること。
	(4) 社会福祉事業振興基金に関すること。
	(5) 災害救助物資及び援護物資に関すること。
	(6) 災害弔慰金の支給、災害援護資金の貸付け及び災害見舞金の支給に関すること。
	(7) 災害救助基金に関すること。
	(8) 福祉資金に関すること。
	(9) その他社会福祉に関すること。
	(10) 戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和27年法律第127号)に関すること。
	(11) 旧軍人恩給に関すること。
	(12) 日本赤十字社に関すること。
	(13) 部内の事務事業及び予算の調整に関すること。

	(14) 福祉監査室に関すること。
	(15) 生活支援給付金室に関すること。
	(16) 部及び課の庶務に関すること。
福祉支援係 職員 3 人 会計年度任用 1 人	(1) 地域福祉施策の企画及び調整に関すること。
	(2) 包括的な福祉支援体制の整備に関すること。
	(3) 福祉支援について関係所属との調整に関すること。
福祉監査室 職員 3 人	(1) 社会福祉法人の設立認可、指導監査等に関すること。
	(2) 介護保険施設等の指導監督に関すること。
	(3) 社会福祉連携推進法人の認定、指導監査等に関すること。
生活支援給付金室 職員 3 人 再任用職員 1 人 会計年度任用 1 人	(1) 低所得者支援及び定額減税を補足する給付の支給に関すること。
	(2) 室の庶務に関すること。

(職員 18 人、再任用職員 2 人、会計年度任用職員 4 人)

第 3 監査の着眼点

1 想定されるリスクからの着眼点

事務事業におけるリスクについて事前調査でのリスク評価や聞き取りにより設定した。

- (1) リスク評価チェックリストの検証
- (2) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク
- (3) 個人情報管理におけるリスク
- (4) 公有財産の管理が適正に行われないリスク
- (5) 補助金が有効に活用されないリスク
- (6) 適正な債権回収の実施におけるリスク

2 3 E（経済性、効率性、有効性）・合規性等の視点からの着眼点

事務事業の合規性や正確性のみならず、経済性、効率性、有効性の視点等から設定した。

第 4 監査結果

上記の着眼点に基づき監査を行った結果、次のとおり、内在するリスクや事務の一部に是正又は改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意するとともに、その措置を講じるよう要望する。

なお、措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査の結果

(1) リスク評価チェックリストの検証（別表参照）

リスク評価調査においては、収入事務、支出事務、情報管理等において点数が高く、全体的にもリスクは高い評価となった。事前調査の結果、物品・備品管理、契約事務、文書管理について、一部事務処理誤りが見受けられた。

（２）職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク

- ◆ワーク・ライフ・バランスを推進するため、業務の効率化や休暇取得の促進、時間外勤務の縮減等の職員の働き方の改善がなされているか。

リスク発現への予防策・リスクの発現状況

時間外勤務対象職員 11 人のうち、1 人が厚生労働省の定める過労死等労災認定基準(*1)を上回る時間外勤務を行っており、この 1 人を含む 3 人が年間 360 時間を超える時間外勤務(*2)を行っていた。

*1 過労死等労災認定基準：発症前 1 か月間に概ね 100 時間又は発症前 2 か月間ないし 6 か月間にわたって、1 か月あたり概ね 80 時間を超える時間外労働を過重業務の評価の目安としている。

*2 「四日市市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則」において、1 年の時間外勤務の上限は、原則として 360 時間以内と規定されている。

指 摘

厚生労働省の定めている過労死等労災認定基準を上回る勤務状況が発現し、かつ職員の時間外勤務が恒常化しており、時間外勤務が年間 360 時間を超える職員が見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスの充実を図るため、働きやすい職場環境づくりを行い、働き方改革の取り組みを進めること。また、デジタル技術の活用等による業務改善をはじめとする業務効率化等による時間外勤務の削減に取り組み、過労死等認定基準を上回る状況の解消を実現すること。

意 見

- ① 部の主管課として、コミュニケーションを図りながら職員の健康管理にも配慮し、管理職自身も十分に年休を取得して心身の健康維持に努める体制を構築すること。
- ② デジタル化や業務分担の見直しなど時間外勤務の短縮の取り組みと並行して、人員の確保を図ること。

（３）個人情報管理におけるリスク

- ◆ケースワーク、給付金給付などに関する事務において、多くの個人情報を取り扱っており、外部事業者とデータのやり取りもある。情報漏洩が発生する可能性はないか。

リスク発現への予防策・リスクの発現状況

個人情報にかかる書類は、常時施錠できるキャビネットに保管し、管理している。個人情報を扱う業務の委託先である外部事業者にも、契約に基づいて情報を適切に管理するよう求め、情報漏洩を防止している。

(4) 公有財産の管理が適正に行われないリスク

- ◆土地、建物、工作物を複数所管し、いくつかの特定の団体に使用許可を出したり貸し付けたりしている。その管理が適正に行われないリスクはないか。

リスク発現への予防策・リスクの発現状況

年度末の全件実査について、数日間かけて適正に行っている。使用料の有償無償、貸付料を受け取る場合と免除の場合等は、その使用目的の性質によって適切に整理している。

(5) 補助金が有効に活用されないリスク

- ◆さまざまな補助金等が毎年度、同一団体に支出されているが、事業効果の検証が行われ、有効に活用されているか。

リスク発現への予防策・リスクの発現状況

補助対象事業の内容については、実績報告や聞き取りで効果を確認している。複数の補助金を交付している社会福祉法人四日市市社会福祉協議会については、市民からの会費・寄付金や市の補助金・受託金等を主な財源とし地域福祉の推進を図ることを目的とする法人である。また公益社団法人四日市市シルバー人材センターについては、国と市の補助金を主な財源とし、高齢者の就業機会の増進を図るとともに高齢者の能力を活かした地域づくりに寄与している法人である。

意 見

補助金の交付については、引き続き、効果や状況を十分に把握し、引当金や各種積立金の使用状況含め法人全体の決算も精査し、適正な補助交付に努めること。

(6) 適正な債権回収の実施におけるリスク

- ◆福祉資金貸付金等の債権回収は適正に行われているか。

リスク発現への予防策・リスクの発現状況

福祉資金貸付金等の債権回収については、専任職員を配置して訪宅による定期的な納付催告や納付書の送付を行うことで計画的な納付を促すとともに、他所属の債務者と重複するケースは連携して訪問することで徴収に努めた。しかし、災害援護資金貸付金も同様であるが、貸付時から長い年数が経過する中で、債務者及び連帯保証人の高齢化、債務者の死亡による相続関係者の特定など、債権回収を進めるにあたり支障となる事象も多くなっている。

また、旧新型コロナワクチン対策室から福祉総務課生活支援給付金室に事務移管を受けた特別定額給付金の過払い分返還金についても、債務者または相続人の実態把握に努めているところである。

意見

貸付から長期間経過する中で、債務者及び連帯保証人の高齢化、債務者の死亡による相続発生などにより、債権回収の困難さが増している。公平性の観点にも留意しながら、債権管理のあり方を検討する局面にあると判じざるを得ず、早急に方向性の決定を行うべきである。

旧新型コロナワクチン対策室から福祉総務課生活支援給付金室に事務移管を受けた特別定額給付金の過払い分返還金については、債務者または相続人の実態把握に努め、速やかな回収に取り組み公平性を担保すること。

2 3 E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

指摘

内部事務管理について【合規性の視点】

内部事務の基本的な部分で、いくつかの事務処理誤りが見受けられた。これは、職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことに要因がある。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなど、内部チェック体制を整備して、内部事務管理の徹底を図り、主管課として範を示せるような事務を行うこと。

消耗品を分割発注し原課契約しているが、疑念を持たれる発注方法は厳に慎むこと。

また所属長は、決裁権者や出納員としての自らの責任をあらためて認識し適正に決裁を行うこと。

意見

① 民生委員・児童委員の担い手の確保について【住民福祉の向上の視点】

民生委員・児童委員、主任児童委員は、担い手の確保が課題となっており、欠員状態が解消できない状況が続いている。また、民生委員・児童委員の人材発掘と育成にあたっては、従来の方法に加え、先進他都市の事例も調査しながら多様な方法を研究すること。

② 社会福祉法人の監査について【有効性の視点】

新型コロナウイルス感染症をはじめ感染症対策に配慮しながら、現地での監査を実施し、適正な法人運営と社会福祉事業の健全な経営の確保を図ること。

③ 重層的支援体制整備事業について【有効性の視点・住民福祉の向上の視点】

令和3年4月1日施行の改正社会福祉法において、地域共生社会を実現するため、包括的な支援体制を整備する事業として重層的支援体制整備事業が新たに創設され、本市では令和5年4月より当該事業に取り組むとともに、「四日市市重層的支援体制整備事業実施計画」を策定している。

体制整備にはハードルもあると考えられるが、非常に重要な内容であるので、現状を把握して関係機関・事業者と連携し、指標を持って、事業の進捗管理を適切に行い

尽力すること。

④ 社会福祉協議会との連携強化について【有効性の視点】

福祉事業における行政と民間との役割分担から日常の事務処理まで、社会福祉協議会との連携が十分でないと支障をきたすことになる。社会福祉協議会には市から幹部職員として派遣も行っており、より強固な連携を図りつつ、適切な指導に努めること。

健康福祉部 保護課

第1 監査の概要

1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）

2 監査の対象

対象部局 健康福祉部 保護課

対象年度 令和5年度

対象事項 財務事務等

3 監査の実施場所及び監査期間

実施場所 四日市市役所 監査委員室

監査期間 令和6年11月25日

4 監査の主な実施内容

四日市市監査基準に基づき、監査対象部局への聞き取り調査や過去の監査結果を踏まえて、事務事業に内在するリスクを想定し、リスク発生の可能性や発現時の影響度の観点からリスク評価を行うとともに、財務事務や経営に係る事務の管理が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げているか、その組織及び運営の合理化に努めているかなどについて、関係帳簿・書類の抽出調査、実査及び監査資料に基づく関係職員への質問等の方法により監査を行った。

第2 監査対象の概要

健康福祉部保護課の主な業務内容及び職員数（令和6年8月1日現在）は、次のとおりである。

【保護課】

保護課 職員2人	(1) 法外扶助に関すること。
	(2) 課の庶務に関すること。
管理係 職員5人	社会福祉事務所
会計年度任用5人	(1) 保護金品の支出に関すること。
保護第1係 職員8人	(1) 行旅病人及び行旅死亡人に関すること。
会計年度任用2人	(2) 未帰還者、引揚者及び一時帰国者に対する援護に関すること。
保護第2係 職員9人	社会福祉事務所
会計年度任用4人	(1) 生活保護法に基づく保護の調査、決定及び実施に関すること。
保護第3係 職員11人	(2) 査察指導に関すること。
保護第4係 職員9人	(3) 医療事務に関すること。
会計年度任用3人	(4) 低所得者の生活相談及び指導に関すること。

（職員44人、会計年度任用職員14人）

第3 監査の着眼点

1 想定されるリスクからの着眼点

事務事業におけるリスクについて事前調査でのリスク評価や聞き取りにより設定した。

- (1) リスク評価チェックリストの検証
- (2) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク
- (3) 職員配置におけるリスク
- (4) 現金の管理におけるリスク
- (5) 勤務上における職員の身体的リスク

2 3E（経済性、効率性、有効性）・合規性等の視点からの着眼点

事務事業の合規性や正確性のみならず、経済性、効率性、有効性の視点等から設定した。

第4 監査結果

上記の着眼点に基づき監査を行った結果、次のとおり、内在するリスクや事務の一部に是正又は改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意するとともに、その措置を講じるよう要望する。

なお、措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査の結果

(1) リスク評価チェックリストの検証（別表参照）

リスク評価調査においては、収入事務や現金等管理、支出事務、情報管理等において点数が高く、全体的にもリスクは高い評価となった。事前調査の結果、支出事務、文書管理等について、事務処理誤りが見受けられた。

(2) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク

◆ワーク・ライフ・バランスを推進するため、業務の効率化や休暇取得の促進、時間外勤務の縮減等の職員の働き方の改善がなされているか。

リスク発現への予防策・リスクの発現状況

時間外勤務対象職員39人のうち、6人が年間360時間を超える時間外勤務(*)を行っていた。

* 「四日市市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則」において、1年の時間外勤務の上限は、原則として360時間以内と規定されている。

意 見

時間外勤務が年間360時間を超える職員が見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスの充実を図るため、働きやすい職場環境づくりを行い、働き方改革の取り組みを進めること。また、デジタル技術の活用等による業務改善をはじめとする業務効率化等による時間外勤務の削減に取り組むこと。

(3) 職員配置におけるリスク

- ◆保護課では勤続年数の短い職員が多く見受けられ、業務を行うにあたって必要な専門的技術や知識の継承などは適切に行われているか。

リスク発現への予防策・リスクの発現状況

生活保護業務においては、全てのケースワーカーが同じ業務に従事しており、若手職員とベテラン職員を隣り合わせに配置し、随時助言や指導が行える体制を整えている。

また、定期的に所属内で研修を実施するほか、外部研修にも積極的に参加し、業務に必要な知識の習得に努めている。

(4) 現金の管理におけるリスク

- ◆保護課では、生活保護費を現金で支給する場合など、現金を扱う機会が多い。こうした現金の取り扱いについて、紛失等の事例が生じることがないように、適切に管理されているか。

リスク発現への予防策・リスクの発現状況

現金は勤務時間中、所定の金庫に保管し、係長が中心となって係ごとに内規に基づいて管理している。生活保護費は原則として口座振込で支給し、現金支給が必要な場合は担当を含む複数の職員で対応するなど、現金の取り扱いに十分配慮している。

また、保護費の返還金などについては、以前は現金を窓口で預かることが多かったものの、現在は現金の受け取りを避け、納付書を発行して銀行窓口での納付を案内する対応に変更し、所属内での現金の取り扱いの減少させるよう努めている。

意 見

保護課内で現金を扱う機会を減らす努力を続けていることは評価できる。現金事故の防止のため、今後もこうした努力を続け、現金の取り扱いの減少に努めること。

（５）勤務上における職員の身体的リスク

- ◆窓口対応や生活保護受給者宅への訪問時などにおいて、職員の安全面の確保はされているか。

リスク発現への予防策・リスクの発現状況

所属には法令遵守推進員が配置されており、窓口で大声を出す来庁者がいた場合などには、すぐに同席し、複数名での対応する体制を整えている。

また、訪問は原則として１人で行うが、対応が難しいケースでは、適宜係長が同行し、職員の安全確保に努めている。

意見

市民からのハラスメント対応については、必要な場合には毅然と対応するとともに、所属内でのコミュニケーションを緊密に取り、問題となる事例が発生した場合には所属全体で対応できるよう努めること。

２ ３ Ｅ（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

指 摘

内部事務管理について【合规性の視点】

ア 内部事務の基本的な部分で、多くの事務処理誤りが見受けられた。これは、職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことに要因がある。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなど、内部チェック体制を整備して内部事務管理の徹底を図り、事務処理誤りの払拭に強く取り組むこと。

併せて、新たに異動してきた職員の視点によるチェックや、誤った事務処理内容とその改善点等についての所属内での情報共有などの取り組みによって事務処理誤りの防止を図り、所属としての事務執行の適正性の確保に努めること。

また所属長は、決裁権者や出納員としての自らの責任をあらためて認識し、事務誤りのない適正な事務執行となるよう、決裁時の確認を行うこと。

イ 会計年度任用職員の年次有給休暇について、誤った処理が複数見受けられた。年次有給休暇の適正な取得について改めて周知するとともに、所属長は人事課から提供される資料を参照して制度への理解を深めるなど、適正な人事管理の徹底を図ること。

意 見

① 生活保護の実施体制の整備について【効率性の視点・有効性の視点】

ア ケースワーカー 1 人あたりの担当世帯数が、社会福祉法に基づく標準数を上回っており、職員不足の状況が続いている。また、生活保護受給家庭への訪問率も、計画の 6 割に満たない状況となっている。

毎年の確実な増員について人事部門に働きかけるとともに、会計年度任用職員も含めた体制の強化に取り組み、適正な職員配置の実現に努めること。また、現状の少ない職員数においても、デジタル技術の活用や職員の資質向上などを図り、生活保護業務の適正な執行に支障が生じることのないよう取り組むこと。

イ 女性の保護受給者への対応という点からも、女性ケースワーカーの増員について検討を行うこと。

② 適切な相談対応について【有効性の視点・住民福祉の向上の視点】

ア 生活に困窮した人からの相談については、生活保護だけでなく、他の制度に基づく対応も含めて、適切に案内を行うことが必要である。相談業務に関する研修や訓練を重ねることで、支援を必要とする市民への適切な対応ができるよう、相談体制づくりに努めること。

イ 窓口での相談業務において適切な対応を実施するため、市民と関わる経験が豊富な職員を窓口配置することも検討すること。

ウ デジタル技術を活用することで、生活相談等における必要なデータを容易に抽出できるようになると思われる。相談対応にかかる時間を確保するためにも、デジタル技術の活用に取り組むこと。

③ 民間団体との連携について【有効性の視点】

就労支援などを行っている団体とも連携を図り、将来的にはこれらの団体の活用によって自立が進むような業務展開についても検討すること。

④ 保護費の返還にかかる滞納整理について【有効性の視点】

保護費の返還にかかる滞納整理については、対象者への配慮は必要であるものの、対象者間で不公平感が出ないように、必要な場合は分納による返還を行うなどするとともに、収納推進課や債権管理推進本部との連携を図り、適切な実施に努めること。

健康福祉部 高齢福祉課

第1 監査の概要

1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）

2 監査の対象

監査対象部局 健康福祉部 高齢福祉課

対象年度 令和5年度

監査対象事項 財務事務等

3 監査の実施場所及び監査期間

実施場所 四日市市役所 監査委員室

監査期間 令和6年11月21日

4 監査の主な実施内容

四日市市監査基準に基づき、監査対象部局への聞き取り調査や過去の監査結果を踏まえて、事務事業に内在するリスクを想定し、リスク発生の可能性や発現時の影響度の観点からリスク評価を行うとともに、財務事務や経営に係る事務の管理が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げているか、その組織及び運営の合理化に努めているかなどについて、関係帳簿・書類の抽出調査、実査及び監査資料に基づく関係職員への質問等の方法により監査を行った。

第2 監査対象の概要

健康福祉部高齢福祉課の主な業務内容及び職員数（令和6年8月1日現在）は、次のとおりである。

【高齢福祉課】

高齡福祉課 職員2人 企画係 職員3人 会計年度任用1人	(1) 地域包括ケアシステムの企画及び調整に関すること。
	(2) 高齢者福祉施策の企画及び調整に関すること。
	(3) 敬老事業に関すること。
	(4) 老人クラブの支援に関すること。
	(5) その他高齢者福祉施策に関すること。
	(6) 課の庶務に関すること。
地域支援係 職員12人 会計年度任用3人	(1) 高齢者福祉施策に関する指導及び相談に関すること。
	(2) 介護予防・日常生活支援総合事業に関すること。
	(3) 包括的支援事業及び任意事業に関すること。
	(4) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）に基づく費用の支弁及び徴収並びに審判の請求に関すること。
	(5) 高齢者虐待の防止に関すること。
	(6) 介護予防等拠点施設に関すること。

	【社会福祉事務所】
	(1) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）に基づく指導、相談及び措置に関すること。
	(2) 日常生活用具の給付に関すること。

（職員17人、会計年度任用職員4人）

第3 監査の着眼点

1 想定されるリスクからの着眼点

事務事業におけるリスクについて事前調査でのリスク評価や聞き取りにより設定した。

- (1) リスク評価チェックリストの検証
- (2) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク
- (3) 職員配置におけるリスク
- (4) 介護予防の啓発にかかるリスク

2 3E（経済性、効率性、有効性）・合規性等の視点からの着眼点

事務事業の合規性や正確性のみならず、経済性、効率性、有効性の視点等から設定した。

第4 監査結果

上記の着眼点に基づき監査を行った結果、次のとおり、内在するリスクや事務の一部に是正又は改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意するとともに、その措置を講じるよう要望する。

なお、措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

(1) リスク評価チェックリストの検証（別表参照）

リスク評価調査においては、現金等管理、支出事務、契約事務、財産管理、情報管理、組織・人員において点数が高く、全体的にもリスクは高い評価となった。事前調査の結果、支出事務、契約事務、人事管理について、一部事務処理誤りが見受けられた。

(2) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク

- ◆ワーク・ライフ・バランスを推進するため、業務の効率化や休暇取得の促進、時間外勤務の縮減等の職員の働き方の改善がなされているか。

リスク発現への予防策・リスクの発現状況

時間外勤務対象職員13人のうち、3人が厚生労働省の定める過労死等労災認定基準(*1)を上回る時間外勤務を行っており、この3人を含む7人が年間360時間を超える時間外勤務(*2)を行っていた。

*1 過労死等労災認定基準：発症前1か月間に概ね100時間又は発症前2か月間ないし6か月間にわたって、1か月あたり概ね80時間を超える時間外労働を過重業務の評価の目安としている。

*2「四日市市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則」において、1年の時間外勤務の上限は、原則として360時間以内と規定されている。

指 摘

厚生労働省の定めている過労死等労災認定基準を上回る勤務状況が発現し、かつ職員の時間外勤務が恒常化しており、時間外勤務が年間360時間を超える職員が見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行い、特定の職員に負担が集中しないよう業務の平準化に取り組むこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスの充実に図るため、働きやすい職場環境づくりを行い、働き方改革の取り組みを進めること。また、デジタル技術の活用等による業務改善をはじめとする業務効率化等による時間外勤務の削減に取り組み、過労死等労災認定基準を上回る状況の解消を実現すること。

（３）職員配置におけるリスク

◆勤続年数3年未満の職員が多くを占めるが、業務に支障は生じていないか。また、職員配置で職員の異動があった場合に、業務継承に不都合が起こらないよう工夫をしているか。

リスク発現への予防策・リスクの発現状況

業務ごとに、主担当・副担当を置くことで、どちらかが異動になったり育児休暇等を取得しても、業務継承に課題が生じないような配置をし、業務に支障をきたさないよう努めている。

（４）介護予防の啓発にかかるリスク

◆介護予防の重要性が、市民に広く認識されているか。また、そのための啓発事業が十分に行われているか。

リスク発現への予防策・リスクの発現状況

要介護状態になるのを防止するのが、全国的な課題となっており、啓発のため、様々な講座等を開催している。年1回、市民公開講座を開催（令和5年度はあさけプラザホールで開催）しており、また、各地域において、在宅介護支援センターが啓発講座を実施している。加えて、令和5年度から、LINEを使用したフレイル(*)予防を開始しており、令和6年10月1日現在で271人の登録があり、健康長寿に向けての情報を定期的に配信している。

* 加齢に伴い、心身の活力が低下した状態

意見

LINE公式アカウント「フレイル対策ルーム四日市」を開設しているものの、現時点で登録者数が少ない。一方で、高齢者のスマートフォン所持率が向上し、SNSの活用が拡大している現状を踏まえると、本アカウントは有効な情報発信ツールであると考えられる。今後、登録者数の増加を図るため、さらなる周知に努めること。

2 3 E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意見

① 内部事務管理について【合规性の視点】

内部事務の基本的な部分で、事務処理誤りが散見された。これは、職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことに要因がある。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなど、内部チェック体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。

また所属長は、決裁権者や出納員としての自らの責任をあらためて認識し、適正に決裁を行うこと。

② 介護予防等拠点施設開設の効果について【有効性の視点・住民福祉の向上の視点】

令和5年6月から介護予防・認知症支援の拠点施設として「ステップ四日市」を開設し、介護予防に関する情報発信・短期集中サービス・啓発イベントや、認知症に関する相談・本人の活動支援を行っている。その効果として、市民のニーズに応じた個別支援の実施により、認知症支援では、当事者と市の直接対話が図られ、ニーズの汲み上げが可能となっている。また介護予防では、理学療法士による短期集中予防サービス（チャレンジ教室）を当該施設で集約して行い、利用者が大幅に増加している。

市民の介護予防・認知症支援のため、より身近な拠点施設として利用されるよう、さらに充実した取り組みを行うこと。

③ 認知症発症予防の取り組みについて【有効性の視点・住民福祉の向上の視点】

生活習慣の改善が認知症の予防に寄与することから、認知症の発症予防に向けた取り組みにも注力すること。

④ 高齢者や認知症の人の相互交流の推進について【有効性の視点・住民福祉の向上の視点】

高齢者や認知症の人の交流の場を提供するため、「ふれあいいきいきサロン」や「認知症カフェ」などの事業を推進している。このような住民主体の団体が行う活動について、空き施設の活用など工夫をしながら、関係部局と連携し、一層の推進を図ること。

⑤ 老人クラブへの加入促進について【有効性の視点】

老人クラブ補助金の支給により老人クラブの活動を支援しているが、より多くの人々が老人クラブへの加入を希望するような支援策や、老人クラブの運営を継続できるよ

うな支援策を検討すること。

⑥ 福祉有償運送の支援について【有効性の視点】

障害者や高齢者などの交通弱者を支援する移送サービスを提供する団体が安定して活動を継続できるよう、適切な支援体制の構築に努めること。

健康福祉部 介護保険課

第1 監査の概要

1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）

2 監査の対象

対象部局 健康福祉部 介護保険課

対象年度 令和5年度

対象事項 財務事務等

3 監査の実施場所及び監査期間

実施場所 四日市市役所 監査委員室

監査期間 令和6年11月21日

4 監査の主な実施内容

四日市市監査基準に基づき、監査対象部局への聞き取り調査や過去の監査結果を踏まえて、事務事業に内在するリスクを想定し、リスク発生の可能性や発現時の影響度の観点からリスク評価を行うとともに、財務事務や経営に係る事務の管理が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げているか、その組織及び運営の合理化に努めているかなどについて、関係帳簿・書類の抽出調査、実査及び監査資料に基づく関係職員への質問等の方法により監査を行った。

第2 監査対象の概要

健康福祉部介護保険課の主な業務内容及び職員数（令和6年8月1日現在）は、次のとおりである。

【介護保険課】

介護保険課 職員2人 管理・保険料係 職員11人 会計年度任用6人	(1) 介護保険事業の企画及び調整に関すること。
	(2) 四日市市介護保険給付費支払準備基金に関すること。
	(3) 介護サービス事業者等に関すること。
	(4) 老人福祉施設等の整備に関すること。
	(5) 介護保険料の賦課、調定及び減免に関すること。
	(6) 介護保険料の収納及び督促に関すること。
	(7) 介護保険料の滞納処分及び欠損処分に関すること。
	(8) 介護保険料の過誤納金の還付及び充当に関すること。
	(9) 介護保険の給付に関すること。
	(10) その他介護保険事業に関すること。
	(11) 課の庶務に関すること。
認定審査係 職員11人 再任用職員1人 会計年度任用19人	(1) 要介護認定申請に関すること。
	(2) 要介護認定調査に関すること。
	(3) 要介護認定に関すること。
	(4) 三泗介護認定審査会の運営に関すること。

	(5) 介護保険被保険者の資格に関すること。
--	------------------------

(職員 24 人、再任用職員 1 人、会計年度任用職員 25 人)

第3 監査の着眼点

1 想定されるリスクからの着眼点

事務事業におけるリスクについて事前調査でのリスク評価や聞き取りにより設定した。

(1) リスク評価チェックリストの検証

(2) 職員配置におけるリスク

(3) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク

2 3E（経済性、効率性、有効性）・合規性等の視点からの着眼点

事務事業の合規性や正確性のみならず、経済性、効率性、有効性の視点等から設定した。

第4 監査結果

上記の着眼点に基づき監査を行った結果、次のとおり、内在するリスクや事務の一部に是正又は改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意するとともに、その措置を講じるよう要望する。

なお、措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査の結果

(1) リスク評価チェックリストの検証（別表参照）

リスク評価調査においてはリスク評価調査においては、収入事務、現金等管理、支出事務等において点数が高く、全体的にもリスクは高い評価となった。事前調査の結果、現金等の管理、支出事務、文書管理について、一部事務処理誤りが見受けられた。

(2) 職員配置におけるリスク

◆介護保険課においては勤続3年未満の職員が5割以上を占めており、その中には新規採用で介護保険課に配属された職員も多いが、業務上の知識やノウハウの継承などにおいて支障はないか。

リスク発現への予防策・リスクの発現状況

年度初めに新任職員向けに介護保険制度についての課内研修の機会を設けており、業務のスケジュールなどは引継書に記載しているほか、引継書で残しづらい事業者との相談については、対応ごとに記録を残すことで、業務の承継に不備がないよう努めている。

滞納整理業務においては、税や国民健康保険料などで使用している滞納整理システムを導入したことにより、今後の業務効率化及び移管先の収納推進課との連携の効率化が見込まれる。一方で、徴収担当職員のスキルアップは、前任の担当職員からの引

継ぎや、債権管理推進本部での情報共有によるところが大きく、引き続き懸案事項となっている。

(3) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク

- ◆ワーク・ライフ・バランスを推進するため、業務の効率化や休暇取得の促進、時間外勤務の縮減等の職員の働き方の改善がなされているか。

リスク発現への予防策・リスクの発現状況

時間外勤務対象職員 17 人のうち、4 人が厚生労働省の定める過労死等労災認定基準(*1)を上回る時間外勤務を行っており、この 4 人を含む 14 人が年間 360 時間を超える時間外勤務(*2)を行っていた。また、介護保険課全体の平均年休取得は 15 日 5 時間であるが、1 名が年 5 日未満の取得(*3)であった。

*1 過労死等労災認定基準：発症前 1 か月間に概ね 100 時間又は発症前 2 か月間ないし 6 か月間にわたって、1 か月あたり概ね 80 時間を超える時間外労働を過重業務の評価の目安としている。

*2 「四日市市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則」において、1 年の時間外勤務の上限は、原則として 360 時間以内と規定されている。

*3 「労働基準法」第 39 条第 7 項において、民間企業では年 5 日間の年次有給休暇の確実な取得が必要となっている。四日市市においても、その趣旨を踏まえ、年 5 日以上年休取得を促進している。

指 摘

厚生労働省の定めている過労死等労災認定基準を上回る勤務状況が発現しており、時間外勤務が年間 360 時間を超える職員が見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスの充実を図るため、働きやすい職場環境づくりを行い、働き方改革の取り組みを進めること。また、デジタル技術の活用等による業務改善をはじめとする業務効率化等による時間外勤務の削減に取り組むこと。

意 見

年休の取得が年 5 日未満の職員が見受けられた。業務分担の見直しや年休取得促進の取り組みに加え、休みやすく残業を恒常化させない職場に向けた意識改革を行うこと。

2 3 E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意 見

① 内部事務管理について【法規性の視点】

内部事務の基本的な部分で、いくつかの事務処理誤りが見受けられた。これは、職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて所属内でのチェック・牽制体制が十

分に機能していないことに要因がある。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなど、内部チェック体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。

併せて、新たに異動してきた職員の視点によるチェックや、誤った事務処理内容の所属内での情報共有などの取り組みによって事務処理誤りの防止を図り、所属としての事務執行の適正性の確保に努めること。所属長は改めて出納員の自覚を認識して決裁を行うとともに、ポスト職がその支援を行い、チェック・牽制体制の強化を図ること。

② 地域介護の充実について【住民福祉の向上の視点】

ア 地域の介護ニーズを満たすことができるよう、地域密着型サービスの事業所設置について、引き続き取り組むこと。

イ 介護施設だけでなく、地域で高齢者を支える仕組みが必要である。高齢者の居場所となる拠点の必要性を理解し、可能な範囲で働きかけを行うとともに、地域人材を有償ボランティアとして活用することを検討するなど、第9次四日市市介護保険事業計画・第10次四日市市高齢者福祉計画において、引き続き地域介護の充実に努めること。

③ 債権管理の効率化について【有効性の視点】

債権管理において、効率的に収納額を増やすため、業務委託を含め、必要に応じて滞納整理の手法について検討すること。

④ 要介護認定及び要支援認定にかかる日数について【住民福祉の向上の視点】

要介護認定及び要支援認定にかかる日数は、介護保険のサービスを利用する必要がある人にとって重要である。認定業務の公平性を担保しつつ、効率化を進めており、引き続き日数短縮に努めること。多くの自治体の課題となっていることから、県内他市と今後の方針について協議すること。

⑤ 介護保険料の金額設定について【経済性の視点・有効性の視点・住民福祉の向上の視点】

介護保険制度の対象人口が増加傾向にあることを踏まえ、介護保険料の金額設定については、介護保険給付費支払準備基金の残高推移を注視しながら、長期的な展望を持って検討を行うこと。

健康福祉部 障害福祉課

第1 監査の概要

1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）

2 監査の対象

対象部局 健康福祉部 障害福祉課

対象年度 令和5年度

対象事項 財務事務等

3 監査の実施場所及び監査期間

実施場所 四日市市役所 監査委員室

監査期間 令和6年11月19日

4 監査の主な実施内容

四日市市監査基準に基づき、監査対象部局への聞き取り調査や過去の監査結果を踏まえて、事務事業に内在するリスクを想定し、リスク発生の可能性や発現時の影響度の観点からリスク評価を行うとともに、財務事務や経営に係る事務の管理が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げているか、その組織及び運営の合理化に努めているかなどについて、関係帳簿・書類の抽出調査、実査及び監査資料に基づく関係職員への質問等の方法により監査を行った。

第2 監査対象の概要

健康福祉部障害福祉課の主な業務内容及び職員数（令和6年8月1日現在）は、次のとおりである。

【障害福祉課】

障害福祉課 職員2人 管理係 職員9人 会計年度任用4人	(1) 障害福祉施策の企画及び調整に関すること。
	(2) 障害福祉施設及び福祉環境の整備に関すること。
	(3) たんぽぽ、共栄作業所、あさけワークス、障害者体育センター及び障害者福祉センターの管理運営に関すること。
	(4) 自立支援給付のうち、自立支援医療費（更生医療）、療養介護医療費、基準該当療養介護医療費、補装具費及び高額障害福祉サービス等給付費の支給に関すること。
	(5) 指定特定相談支援事業者の指定に関すること。
	(6) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）及び知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）に基づく措置に要する費用の徴収に関すること。
	(7) 障害者相談員の設置に関すること。
	(8) 心身障害者扶養共済制度に関すること。
	(9) その他障害福祉事業に関すること。
	(10) 課の庶務に関すること。
	社会福祉事務所
	(1) 身体障害者手帳及び療育手帳の交付に関すること。

	(2) 身体障害者更生相談所等への判定及び意見の請求に関する こと。
	(3) 戦傷病者の補装具の交付等に関すること。
障害福祉係 職員 9 人 会計年度任用 10 人	(1) 自立支援給付のうち、介護給付費、特例介護給付費、訓練等 給付費、特例訓練給付費、特定障害者特別給付費、特例特定障 害者特別給付費、地域相談支援給付費、特例地域相談支援給付 費、計画相談支援給付費及び特例計画相談支援給付費の支給に 関すること。
	(2) 障害支援区分の認定に関すること。
	(3) 地域生活支援事業に関すること。
	(4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律 第123号）に基づく市長保護に関すること。
	(5) その他障害福祉相談に関すること。
	社会福祉事務所
	(1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に基づく障害福祉サ ービス、障害者支援施設等への入所等の措置に関すること。
	(2) 知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)に基づく障害福祉サ ービス、障害者支援施設等への入所等の措置に関すること。
	(3) 知的障害者更生相談所への判定の請求に関すること。
手当・医療費係 職員 6 人 会計年度任用 4 人	(1) 特別障害者手当、障害児福祉手当及び福祉手当（経過措置） に関すること。
	(2) 外国人福祉給付金及び重度障害手当に関すること。
	(3) 福祉医療費（ただし、子ども医療費及び一人親家庭医療等医 療費を除く。）の助成に関すること。

（職員 26 人、会計年度任用職員 18 人）

第3 監査の着眼点

1 想定されるリスクからの着眼点

事務事業におけるリスクについて事前調査でのリスク評価や聞き取りにより設定した。

- (1) リスク評価チェックリストの検証
- (2) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク
- (3) 職員配置におけるリスク
- (4) 公有財産の管理に関するリスク

2 3E（経済性、効率性、有効性）・合規性等の視点からの着眼点

事務事業の合規性や正確性のみならず、経済性、効率性、有効性の視点等から設定した。

第4 監査結果

上記の着眼点に基づき監査を行った結果、次のとおり、内在するリスクや事務の一部に是正又は改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意するとともに、その措置を講じるよう要望する。

なお、措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査の結果

(1) リスク評価チェックリストの検証（別表参照）

リスク評価調査においては、支出事務、契約事務、情報管理等において点数が高く、全体的にもリスクは高い評価となった。事前調査の結果、公有財産管理、文書管理等について、一部事務処理誤りが見受けられた。

(2) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク

- ◆ワーク・ライフ・バランスを推進するため、業務の効率化や休暇取得の促進、時間外勤務の縮減等の職員の働き方の改善がなされているか。

リスク発現への予防策・リスクの発現状況

時間外勤務対象職員 17 人のうち、1 人が厚生労働省の定める過労死等労災認定基準(*1)を上回る時間外勤務を行っており、それ以外に 6 人が年間 360 時間を超える時間外勤務(*2)を行っていた。

また、管理職においても、イレギュラーな事案等への対応等のため、時間外勤務が継続している状態であった。

*1 過労死等労災認定基準：発症前 1 か月間に概ね 100 時間又は発症前 2 か月間ないし 6 か月間にわたって、1 か月あたり概ね 80 時間を超える時間外労働を過重業務の評価の目安としている。

*2 「四日市市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則」において、1 年の時間外勤務の上限は、原則として 360 時間以内と規定されている。

指 摘

厚生労働省の定めている過労死等労災認定基準を上回る勤務状況が発現し、かつ特定の職員の時間外勤務が恒常化しており、時間外勤務が年間 360 時間を超える職員が見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスの充実を図るため、働きやすい職場環境づくりを行うとともに、管理職も含めた働き方改革の取り組みを進めること。また、既に導入している RPA（ロボティック・プロセス・オートメーション）などのデジタル技術について、他市で効果のあった事例を調査し、それらを参考にして更なる活用を図るなど、業務改善をはじめとする業務効率化等による時間外勤務の削減に取り組み、過労死等労災認定基準を上回る状況の解消を実現すること。

(3) 職員配置におけるリスク

- ◆障害福祉課では勤続年数の短い職員が多く見受けられるが、業務を行うにあたって必要な専門的技術や知識の継承などは適切に行われているか。

リスク発現への予防策・リスクの発現状況

年度当初に、新たに異動してきた職員を対象として、各係の業務内容に関する窓口対応の研修を実施し、他の係の業務にも対応が可能となるように取り組んでいるほか、外部研修等についても積極的に受講し、業務上必要な知識の習得に努めている。

また、半年間で業務のローテーションを行ったり、年度中に業務引継ぎを行うことで、年度替わりの負担軽減を図るとともに、業務の属人化を防ぐために情報共有に努めている。

(4) 公有財産の管理に関するリスク

- ◆障害福祉課は、障害者自立支援施設の土地・建物など複数の公有財産を所管しているが、これらの管理は適切になされているか。

リスク発現への予防策・リスクの発現状況

所管する公有財産のうち、指定管理を行っている施設の土地・建物等については、年に一度障害福祉課職員も同席して実査を行っている。

しかしそれ以外の土地等については、業務で現地に出向きその状況を確認することはあるものの、公有財産の実査という形式での記録は取られていなかった。

意見

公有財産の実査は定められたルールに基づいて確実に実施し、公有財産の適正管理に努めること。

2 3 E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意見

① 内部事務管理について【合規性の視点】

内部事務の基本的な部分で、いくつかの事務処理誤りが見受けられた。これは、職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことに要因がある。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなど、内部チェック体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。

併せて、新たに異動してきた職員の視点によるチェックや、誤った事務処理内容とその改善等についての所属内での情報共有などの取り組みによって事務処理誤りの防止を図り、所属としての事務執行の適正性の確保に努めること。

また所属長は、決裁権者や出納員としての自らの責任をあらためて認識し、適正に決裁を行うこと。

② 指定管理者制度の適正な活用について【経済性の視点・効率性の視点・有効性の視点】

ア 障害福祉課では、障害者自立支援施設をはじめとした複数の公の施設について、指定管理者制度を活用した管理運営を行っているが、その中で、指定管理に係る事業収支において収入超過となっているものが複数見受けられる。

令和6年度の指定管理者との協定においては、指定管理料を精算できる旨の規定を追加したとのことであり、引き続き指定管理者への指導や確認を丁寧に行うとともに、適正な指定管理料の算定に努め、施設の適切な管理運営が行われるよう取り組むこと。

イ あさけワークス、たんぼぼ、共栄作業所の3施設については、現在は別々に指定管理業務委託を行っている。将来的には施設の再編成も検討しているとのことであり、その際にはスケールメリットの観点からも一括して指定管理業務委託ができないか、検討を行うこと。

③ 障害者就労支援事業について【有効性の視点】

就労を希望する障害者を対象に、障害者の就労意識の醸成と職業能力の開発を図り、就労を促進することを目的として、四日市市役所業務の一部を活用した障害者就労支援事業を実施している。令和5年度の利用者は6人であったが、利用者の希望と、職場から抽出される業務のマッチングが難しく、利用の拡大のための取り組みを行うこと。

④ 民間団体との連携について【有効性の視点】

効果的に障害者施策を推進するためには、民間の障害者団体との連携も重要であることから、こうした民間団体の活動支援にも取り組むこと。

⑤ タクシー料金助成事業について【有効性の視点】

重度障害者を対象としたタクシー料金の助成においては、現在は1乗車につき最大2枚まで利用券を使用できると定めている。利用者の意見も参考にしつつ、状況に応じて利用枚数の上限の調整を含む制度変更を柔軟に行えるよう、運用に幅を持たせた制度の実施ができるよう検討すること。

⑥ グループホームの活用について【有効性の視点】

障害のある人が地域で生活し成長していくうえで、グループホームのような地域との共生を重視する考え方は非常に重要であり、引き続きこうした事業への取り組みに注力すること。

⑦ 重度障害者手当について【有効性の視点】

重度障害者手当の金額が、以前は月額2,000円であったものが、令和3年度より月額1,000円に変更されている。これは制度として持続可能なものとするための変更とのことであるが、手当額の減額以外の方法で制度の継続ができないかについて検討を行うこと。

⑧ 市民に寄り添った対応について【住民福祉の向上の視点】

カスタマーハラスメントに対しては毅然とした対応で臨むことが必要であるが、相手の言動がエスカレートする事態を未然に防止することも重要である。そのためには、相手の気持ちに寄り添った対応をとることが大切であり、対応が困難なケースなどについては、所属内での会議などを通じて情報共有を図り、市民が温かみを感じる対応ができるよう努めること。

⑨ 他部局との連携について【有効性の視点】

療育手帳取得者への支援については、未就学児から成人以降まで幅広い年代が必要となってくるものである。こども未来部などの関係部局との連携も図り、切れ目のない支援が実施できるよう努めること。

健康福祉部 保険年金課

第1 監査の概要

1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）

2 監査の対象

対象部局 健康福祉部 保険年金課

対象年度 令和5年度

対象事項 財務事務等

3 監査の実施場所及び監査期間

実施場所 四日市市役所 監査委員室

監査期間 令和6年11月18日

4 監査の主な実施内容

四日市市監査基準に基づき、監査対象部局への聞き取り調査や過去の監査結果を踏まえて、事務事業に内在するリスクを想定し、リスク発生の可能性や発現時の影響度の観点からリスク評価を行うとともに、財務事務や経営に係る事務の管理が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げているか、その組織及び運営の合理化に努めているかなどについて、関係帳簿・書類の抽出調査、実査及び監査資料に基づく関係職員への質問等の方法により監査を行った。

第2 監査対象の概要

健康福祉部保険年金課の主な業務内容及び職員数（令和6年8月1日現在）は、次のとおりである。

【保険年金課】

保険年金課 職員2人 管理係 職員5人 会計年度任用5人	(1) 国民健康保険事業の企画、調査統計及び啓発に関すること。
	(2) 国民年金の統計及び報告に関すること。
	(3) 国民健康保険運営協議会に関すること。
	(4) 国民健康保険支払準備基金に関すること。
	(5) 保健事業に関すること。
	(6) 保険料収納室に関すること。
	(7) 課の庶務に関すること。
資格係 職員5人 会計年度任用5人	(1) 国民健康保険被保険者の資格に関すること。
	(2) 後期高齢者医療保険被保険者の資格の受付に関すること。
給付係 職員5人 会計年度任用4人	(1) 国民健康保険の給付に関すること。
	(2) 後期高齢者医療保険の給付に関すること。
	(3) 診療報酬に関すること。
	(4) 国民健康保険の給付統計に関すること。

年金係 職員 3 人 会計年度任用 2 人	(1) 国民年金被保険者の資格に関する事。
	(2) 国民年金保険料の免除に関する事。
	(3) 国民年金の裁定請求その他給付に関する事。
	(4) 国民年金制度の啓発に関する事。
	(5) その他国民年金に関する事。
保険料収納室 職員 10 人 会計年度任用 9 人	(1) 国民健康保険料の賦課、調定及び減免に関する事。
	(2) 後期高齢者医療保険料に係る申請書の受付、通知等に関する事。
	(3) 国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料の収納及び督促に関する事。
	(4) 国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料の滞納処分及び欠損処分に関する事。
	(5) 国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料の過誤納金の還付及び充当に関する事。
	(6) 保険料収納業務委託に関する事。
	(7) 室の庶務に関する事。

(職員 30 人、会計年度任用職員 25 人)

第 3 監査の着眼点

1 想定されるリスクからの着眼点

事務事業におけるリスクについて事前調査でのリスク評価や聞き取りにより設定した。

- (1) リスク評価チェックリストの検証
- (2) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク
- (3) 個人情報管理におけるリスク
- (4) 保険料の現金取扱いのリスク
- (5) 保険料の滞納のリスク

2 3 E (経済性、効率性、有効性)・合規性等の視点からの着眼点

事務事業の合規性や正確性のみならず、経済性、効率性、有効性の視点等から設定した。

第 4 監査結果

上記の着眼点に基づき監査を行った結果、次のとおり、内在するリスクや事務の一部に是正又は改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意するとともに、その措置を講じるよう要望する。

なお、措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査の結果

(1) リスク評価チェックリストの検証 (別表参照)

リスク評価調査においては、収入事務、支出事務、情報管理等において点数が高く、全体的にもリスクは高い評価となった。事前調査の結果、支出事務、文書管理について、一

部事務処理誤りが見受けられた。

（２）職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク

- ◆ワーク・ライフ・バランスを推進するため、業務の効率化や休暇取得の促進、時間外勤務の縮減等の職員の働き方の改善がなされているか。

リスク発現への予防策・リスクの発現状況

時間外勤務対象職員２５人のうち、３人が厚生労働省の定める過労死等労災認定基準(*1)を上回る時間外勤務を行っており、この３人を含む９人が年間３６０時間を超える時間外勤務(*2)を行っていた。

*1 過労死等労災認定基準：発症前１か月間に概ね１００時間又は発症前２か月間ないし６か月間にわたって、１か月あたり概ね８０時間を超える時間外労働を過重業務の評価の目安としている。

*2 「四日市市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則」において、１年の時間外勤務の上限は、原則として３６０時間以内と規定されている。

指 摘

厚生労働省の定めている過労死等労災認定基準を上回る勤務状況が発現し、かつ職員の時間外勤務が恒常化しており、時間外勤務が年間３６０時間を超える職員が見受けられた。係や職員による時間外勤務時間数のかたよりも見られることから、所属長は、職員の時間外勤務を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスの充実を図るため、働きやすい職場環境づくりを行い、働き方改革の取り組みを進めること。また、デジタル技術の活用等による業務改善をはじめとする業務効率化等による時間外勤務の削減に取り組み、過労死等認定基準を上回る状況の解消を実現すること。

意 見

デジタル技術の活用による業務効率化等の推進にあたっては、安全性及び正確性を担保しつつ、先進事例に基づく検討内容を総務部デジタル戦略課に提案するなどし、必要に応じて全庁的な共有を図ること。

（３）個人情報管理におけるリスク

- ◆保険事業の業務は、多くの個人情報を取り扱っており、外部事業者とデータのやり取りもある。情報漏洩が発生する可能性はないか。

リスク発現への予防策・リスクの発現状況

個人情報にかかる重要な書類は、常時施錠できるキャビネットに保管し、管理している。個人情報を扱う業務の委託先である外部事業者等とは、情報の受け渡しの手法を厳重に契約で定めるなどし、情報管理を適切に行っている。

(4) 保険料の現金取扱いのリスク

- ◆保険料を窓口で徴収することも多く、現金を取り扱う中で現金事故が発生する可能性はないか。

リスク発現への予防策・リスクの発現状況

現金出納簿を確実に記入し、事務所内の金庫に保管している。収納金については、翌営業日午前中に、できる限りすみやかに金融機関に入金するようにしている。ただし、現金出納簿について市販の様式を使用して記録しており、取扱者と出納員の確認欄が設けられていない。このため、出納員の代理印が不明確な箇所が見受けられる。

なお、令和5年度までは保険料納付指導員が訪宅して現金を領収する場合があり、帰庁後、課内での確認を徹底していたが、令和6年度からは納付指導員制度を廃止し、訪宅による現金領収は行わないこととしたことにより、現金事故のリスクは大きく減少した。

意見

現金出納簿について、取扱者と出納員の確認欄が設けられていないことから、出納員の代理印が不明確な箇所が見受けられた。必要項目の記載不備を防ぐため様式の見直しを検討すること。

(5) 保険料の滞納のリスク

- ◆公平性の観点から、滞納とならないような対策、及び滞納となった際の早急な対応がなされているか。

リスク発現への予防策・リスクの発現状況

国民健康保険料の未納を防ぐため口座振替の勧奨を推進しているが、一時的な休職などにより加入・脱退が頻繁であり、仕事に就いておらず口座振替ができない世帯なども多い。このため、コンビニやスマートフォンでの支払いなど、納付しやすい環境を整えており、近年はスマートフォンでの支払いが増加している。

納付忘れと思われる未納者に対しては、電話やSMSによる自主納付の呼びかけを早い段階から実施し、未納とならないようにしている。滞納繰越とならないよう、現年度分の徴収に力を注いでいる。

また、差押可能財産が判明した滞納者においては、滞納処分を行うとともに、徴収困難な事案については収納推進課に移管するなど、滞納金額の抑制に努めている。

意見

今後も納付手段の多様化などさらなる納付者の利便性向上を図りつつ、滞納防止策の検討を継続すること。

2 3 E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意見

① 内部事務管理について【合規性の視点】

ア 内部事務の基本的な部分で、いくつかの事務処理誤りが見受けられた。これは、職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことに要因がある。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなど、内部チェック体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。

また所属長は、決裁権者や出納員としての自らの責任をあらためて認識し適正に決裁を行うこと。

イ 糖尿病性腎症重症化予防事業の保健指導業務委託においては、委託期間は単年度であるにもかかわらず、保健指導を受ける対象者の事情により4回を上限とする面談が当年度中に終了しない場合に、翌年度に同一単価で実施可能とする契約内容となっている。その場合、翌年度は根拠となる契約条項がないまま業務委託を継続する状況となる。初回指導時期の期限設定等含め検討の余地があり、今後の契約方法等について改めて整理し見直しを行うこと。

② 収納率向上の取り組みについて【有効性の視点・公平性の視点】

保険料の徴収については、公平性の観点からも、安易に不納欠損処分をすることなく収納率の向上に努めること。特に、納期内納付が収納率の向上に極めて有効であるため、強く意識して取り組むこと。

③ ハラスメント対策について【有効性の視点】

窓口業務が多い部署であり、内部のハラスメント対策はもちろん、カスタマーハラスメントに対しても引き続き対策を強化し、所属長など管理職をはじめとして職員の精神面のフォローもできる体制づくりを行うこと。

④ マイナ保険証の普及活動について【有効性の視点】

マイナンバーカードと健康保険証との電子連携は、いまだ普及率が高いとはいえない。マイナ保険証のメリットに関する情報発信など普及啓発活動を継続すること。

評価

受電業務及び催告業務の外部委託について

令和4年度から架電業務と催告業務の外部委託を開始し、令和6年度からは、社会情勢の変化や現金事故リスク、費用対効果の面で課題を抱えていた納付指導員制度（訪宅による現金徴収等）を廃止して、さらに受電業務も外部委託に加えた。口座振替を推進するなどの事前準備の上で実施し、納付状況も向上しているとのことであり、手法の見直しにより成果を上げていることは評価できる。今後も収納率向上に注力することを期待する。

健康福祉部 健康づくり課

第1 監査の概要

1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）

2 監査の対象

監査対象部局 健康福祉部 健康づくり課

対象年度 令和5年度

監査対象事項 財務事務等

3 監査の実施場所及び監査期間

実施場所 四日市市役所 監査委員室

監査期間 令和6年11月18日

4 監査の主な実施内容

四日市市監査基準に基づき、監査対象部局への聞き取り調査や過去の監査結果を踏まえて、事務事業に内在するリスクを想定し、リスク発生の可能性や発現時の影響度の観点からリスク評価を行うとともに、財務事務や経営に係る事務の管理が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げているか、その組織及び運営の合理化に努めているかなどについて、関係帳簿・書類の抽出調査、実査及び監査資料に基づく関係職員への質問等の方法により監査を行った。

第2 監査対象の概要

健康福祉部健康づくり課の主な業務内容及び職員数（令和6年8月1日現在）は、次のとおりである。

【健康づくり課】

健康づくり課 職員2人 健診・予防接種係 職員8人 会計年度任用8人	(1) 健診に関すること。
	(2) 予防接種に関すること。
	(3) 課の庶務に関すること。
健康づくり係 職員7人 会計年度任用7人	(1) 健康づくりの推進に関すること。
	(2) 食育の推進に関すること。
	(3) 熱中症に関すること。
	(4) 三重北勢健康増進センターに関すること。
	【保健所】
	(1) 健康の保持及び増進に関すること。
	(2) 栄養指導に関すること。
	(3) 国民健康・栄養調査に関すること。
	(4) 給食施設の栄養指導等に関すること。

三重北勢健康増進センター 職員 1 人 再任用職員 3 人 会計年度任用 4 人	(1) 運動施設等及び会議施設の使用許可に関すること。
	(2) 前号に掲げるもののほか、健康増進センターの事業及び管理運営に関すること。

(職員 18 名、再任用職員 3 人、会計年度任用職員 19 人)

第3 監査の着眼点

1 想定されるリスクからの着眼点

事務事業におけるリスクについて事前調査でのリスク評価や聞き取りにより設定した。

- (1) リスク評価チェックリストの検証
- (2) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク
- (3) 職員配置におけるリスク
- (4) 健康増進のための事業の効果にかかるリスク
- (5) 健康ボランティアの担い手不足に係るリスク

2 3E（経済性、効率性、有効性）・合規性等の視点からの着眼点

事務事業の合規性や正確性のみならず、経済性、効率性、有効性の視点等から設定した。

第4 監査結果

上記の着眼点に基づき監査を行った結果、次のとおり、内在するリスクや事務の一部には是正又は改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意するとともに、その措置を講じるよう要望する。

なお、措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

(1) リスク評価チェックリストの検証（別表参照）

リスク評価調査においては、現金等管理、支出事務、契約事務、財産管理、情報管理、組織・人員において点数が高く、全体的にもリスクは高い評価となった。事前調査の結果、現金等の管理、支出事務、物品・備品管理、文書管理について、一部事務処理誤りが見受けられた。

(2) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク

- ◆ワーク・ライフ・バランスを推進するため、業務の効率化や休暇取得の促進、時間外勤務の縮減等の職員の働き方の改善がなされているか。

リスク発現への予防策・リスクの発現状況

年間360時間を超える時間外勤務を行った職員はいなかった。課全体の時間外勤務の月平均時間も6.8時間と低い水準であった。

引き続き、職員のワーク・ライフ・バランスを充実させるため、働きやすい職場環境づくりを行い、働き方改革の取り組みを進めるとともに、デジタル技術の活用等による業務改善をはじめとする業務効率化等による時間外勤務の削減に取り組むことが求められる。

(3) 職員配置におけるリスク

- ◆健康づくり係は、7人の正規職員中、3人が育児休業等により不在の状況であるが、業務に支障は生じていないか。

リスク発現への予防策・リスクの発現状況

専門職3人が不在であり、厳しい勤務状況ではある。しかし、健康づくり係の事業の開催期間は通年ではなく一定期間のものが多いため、繁忙期が重ならないように計画し、また、庶務は健診・予防接種係の職員からも応援を受けるなどし、課全体で業務の停滞が生じないように努めている。

(4) 健康増進のための事業の効果にかかるリスク

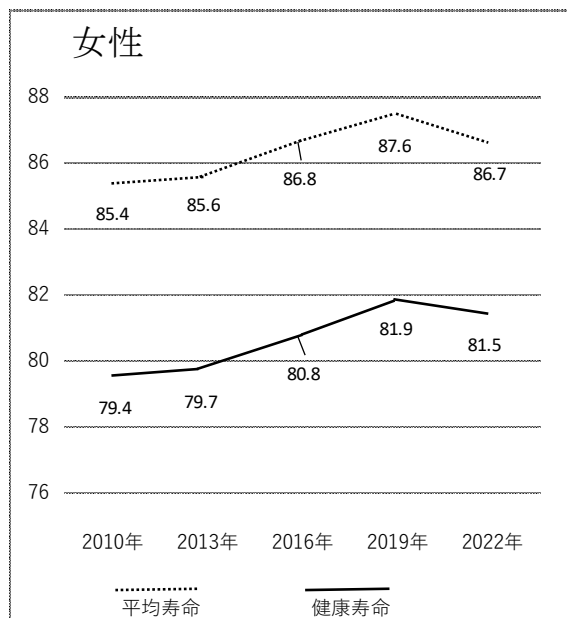
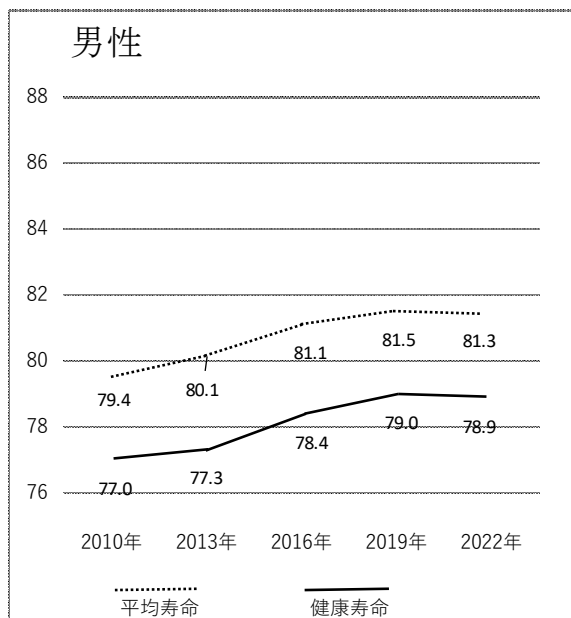
- ◆健康ボランティア（ステキ健康ボランティア、食生活改善推進員）の活動を推進し、健康づくり教室の開催などを行い、また、三重北勢健康増進センターでは、市民が自主的に健康づくりに取り組める環境を提供しており、市民の健康増進を図っている。これらの事業が、効果として表れているか。

リスク発現への予防策・リスクの発現状況

効果の発現については長期的に観察する必要があるが、健康寿命(*)は、コロナ禍で短縮が見られるものの、長期的には延伸の傾向が表れている。健康教室に参加する人の多くは生活習慣の改善に取り組み、その人たちがボランティアになることも多くあり、生活習慣改善の普及につながっている。また、健康増進センターは、市民の健康増進・機能回復を支援するため、運動施設の利用を促進し、高齢者や障害者が参加できる教室を開催しており、市民のニーズに即した健康づくりの環境の提供に努めており、市民の健康増進につながっている。

*「健康寿命」：平均寿命から寝たきりや認知症など介護状態の期間（障害期間）を差し引いた期間

(参考) 四日市市の平均寿命と健康寿命の推移



意見

- ① 働く世代を対象とした「企業対抗！四日市をARUKUンピック」は、ウォーキングアプリを活用した取り組みにより、令和5年度の参加者が前年度の2倍以上に増加している。今後もソフトを活用しながら、若い職員のアイデアも取り入れ、参加者の増加につながるような事業展開を図ること。
- ② ラジオ体操等個人で健康増進に取り組む人が、その実績を手軽に確認・共有でき、長期的に楽しく取り組める普及方法を検討すること。

(5) 健康ボランティアの担い手不足に係るリスク

- ◆健康ボランティアの高齢化等により、健康づくり推進活動の担い手不足が生じていないか。

リスク発現への予防策・リスクの発現状況

もともと退職後に活動に参加される人が多く、徐々に高齢化しているが、現在のところ支障は生じていない。健康づくり課は、健康ボランティアの活動状況把握に努め、円滑な活動につなげている。また、ボランティア会員向けのスキルアップ講座を開催し、モチベーションの継続や新たな知識・技術の提供を行うとともに、ボランティア自らが楽しみながら心身ともに健康を維持できる活動となるよう支援を行っている。

2 3 E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

指 摘

報償費の支出について【合規性の視点】

健康相談事業を保健師・看護師等に委嘱し報償費を支出しているが、2人の支払い対象者について、それぞれに支払うべき金額を誤ってもう一方の対象者に支払っている事例が見受けられた。報償費については、源泉徴収等付随業務も多いため、内部統制を強化し、正確な事務処理を徹底すること。

意 見

① 内部事務管理について【合規性の視点】

内部事務の基本的な部分で、事務処理誤りが散見された。これは、職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことに要因がある。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなど、内部チェック体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。

また所属長は、決裁権者や出納員としての自らの責任をあらためて認識し、適正に決裁を行うこと。

② 不用額について【有効性の視点】

不用額が多額となった事業が一部見受けられることから、適切な予算編成を行うとともに効果的・効率的な予算執行に努めること。

③ がん検診の受診率向上について【住民福祉の向上の視点】

各種がん検診を実施しており、市では特に乳がん検診の受診率向上を目指している。これまでも、受診期間の延長、休日集団検診、複数がん検診の同時受診、受診再勧奨などを行っているが、乳がん検診の受診率は低水準にとどまっている。要因分析を行い、さらに必要に応じて周知方法の見直しを図り、受診率向上に確実につなげること。

④ コロナウイルスワクチンの副反応への対応について【住民福祉の向上の視点】

令和6年10月から個人判断での定期接種となっており、副反応情報等についても十分広報すること。

⑤ 体育用器具の管理について【住民福祉の向上の視点】

三重北勢健康増進センターの体育用器具については、適切な点検及び更新を徹底し、安全に利用できる環境を整えること。

健康福祉部 保健企画課

第1 監査の概要

1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）

2 監査の対象

対象部局 健康福祉部 保健企画課

対象年度 令和5年度

対象事項 財務事務等

3 監査の実施場所及び監査期間

実施場所 四日市市役所 監査委員室

監査期間 令和6年11月14日

4 監査の主な実施内容

四日市市監査基準に基づき、監査対象部局への聞き取り調査や過去の監査結果を踏まえて、事務事業に内在するリスクを想定し、リスク発生の可能性や発現時の影響度の観点からリスク評価を行うとともに、財務事務や経営に係る事務の管理が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げているか、その組織及び運営の合理化に努めているかなどについて、関係帳簿・書類の抽出調査、実査及び監査資料に基づく関係職員への質問等の方法により監査を行った。

第2 監査対象の概要

健康福祉部保健企画課の主な業務内容及び職員数（令和6年8月1日現在）は、次のとおりである。

【保健企画課】

保健所 職員1人 保健企画課 職員1人	(1) 医療機関の開設許可、立入検査、指導等に関すること。
	(2) 保健医療従事者の免許申請等に関すること。
	(3) 人口動態統計その他地域保健に係る統計及び調査に関すること。
管理医療係 職員3人 会計年度任用4人	(4) 看護医療大学に関すること。
	(5) 所の事務事業の調整に関すること。
	(6) 所及び課の庶務に関すること。
企画係 職員5人 会計年度任用1人	(1) 地域保健施策の企画及び調整に関すること。
	(2) 在宅医療・介護連携に関すること。
	(3) 健康危機管理に関すること。
	(4) 救急医療に関すること。
	(5) 応急診療所に関すること。
	(6) 歯科医療センターに関すること。

（職員10人、会計年度任用職員5人）

第3 監査の着眼点

1 想定されるリスクからの着眼点

事務事業におけるリスクについて事前調査でのリスク評価や聞き取りにより設定した。

- (1) リスク評価チェックリストの検証
- (2) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク
- (3) 職員配置におけるリスク
- (4) 組織・機構の見直しにおけるリスク
- (5) 医療の安全の確保におけるリスク

2 3E（経済性、効率性、有効性）・合規性等の視点からの着眼点

事務事業の合規性や正確性のみならず、経済性、効率性、有効性の視点等から設定した。

第4 監査結果

上記の着眼点に基づき監査を行った結果、次のとおり、内在するリスクや事務の一部に是正又は改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意するとともに、その措置を講じるよう要望する。

なお、措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査の結果

(1) リスク評価チェックリストの検証（別表参照）

リスク評価調査においては、支出事務、契約事務、財産管理等において点数が高く、全体的にもリスクは高い評価となった。事前調査の結果、公有財産管理、文書管理等について、一部事務処理誤りが見受けられた。

(2) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク

◆ワーク・ライフ・バランスを推進するため、業務の効率化や休暇取得の促進、時間外勤務の縮減等の職員の働き方の改善がなされているか。

リスク発現への予防策・リスクの発現状況

時間外勤務対象職員6人に対して、2人が年間360時間を超える時間外勤務(*1)を行っていた。

*1「四日市市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則」において、1年の時間外勤務の上限は、原則として360時間以内と規定されている。

意見

時間外勤務が年間360時間を超える職員が見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスの充実を図るため、働きやすい職場環境づくりを行い、働き方改革の取り組みを進めること。また、デジタル技術の活用等による業務改善をはじめ

とする業務効率化等による時間外勤務の削減に取り組むこと。

（３）職員配置におけるリスク

- ◆保健企画課では勤続年数の短い職員が多く見受けられるが、業務を行うにあたって技術・知識の継承などは適切に行われているか。

リスク発現への予防策・リスクの発現状況

令和５年４月に保健企画課が設置される以前に、保健予防課や旧健康福祉課から引き続いて在籍している正職員は２人であり、設置時や設置後に配属された職員が多くを占めている。前身の所属で経験のある職員を中心として、引継書や事務マニュアルによる情報共有等を行い、適切な業務執行に努めている。

（４）組織・機構の見直しにおけるリスク

- ◆保健所機能全体の統括管理機能を担う所属として令和５年４月に保健企画課が設置されたが、それに適う業務が遂行できているか。

リスク発現への予防策・リスクの発現状況

保健企画課においては、保健所の事務事業の調整に関することや健康危機管理に関することなど、保健所内の多岐にわたる業務を担っており、新たな体制として役割分担を明確にしている。

企画係においては育休や病休の職員が複数生じた期間があるが、健康づくり課職員１名の兼務配置や、管理医療係を含めた業務分担の見直しとともに、管理職による担当業務支援を行い、設置目的に適うよう努めている。

意 見

育休や病休の職員が生じている中で、兼務職員が配置されているものの、兼務によって十分に機能しているか懸念がある。機構改革の目的について早期に成果を上げられるよう、専門職を含めた専任職員の配置を強く要望し、健康危機発生時のみならず平時から体制の強化を進めること。体制の強化にあたっては、再任用職員や保健所勤務の経験がある職員を活用すること。また、限られた人員で業務を行う職員が、欠けることなく現状を乗り越えられるよう、ポスト職が適切に支援を行うこと。

（５）医療の安全の確保におけるリスク

- ◆医療機関に対する立入検査や指導を行うには、様々な分野の知識が必要であるが、現在の職員配置で対応できているか。

リスク発現への予防策・リスクの発現状況

立入検査は、事務職だけで行うのではなく、必ず医療職を帯同している。さらに病院については、設備、給食、薬事、検体検査など専門知識が必要となる分野において、

他課に協力を依頼して専門知識を有する職員を確保している。また、廃棄物関係は三重県環境室に、放射線関係の検査項目については、三重大学医学部附属病院に協力を依頼して高等知識を有する診療放射線技師を任用するなど、検査に必要な人員の水準を保ち、医療機関の適正な管理運営の維持ができるよう努めている。

意見

立入検査の質を維持するためには、安定した体制の構築が求められる。診療放射線技師については外部人材の協力により補っているが、持続的な体制の確立には至っていないため、その確保については、長期的展望をもって臨むこと。

2 3 E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意見

① 内部事務管理について【合規性の視点】

内部事務の基本的な部分で、いくつかの事務処理誤りが見受けられた。これは、職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことに要因がある。所属長は他所属の協力を得て研修を開催するなど、職員が全庁的に共通する基本的なルールを理解できる体制づくりを行い、定められたルールに基づいた事務執行という行政職としての意識を職員に定着させること。また、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなど、内部チェック体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。決裁を行う際には、所属長が決裁権者や出納員としての自らの責任を認識したうえで行うこと。

② 評価指標の設定について【有効性の視点】

管理医療係だけでなく、企画係においても評価指標を設定し、業務に取り組むこと。

③ 専門職の人材確保と保健所の機能強化について【有効性の視点】

新興感染症の拡大等健康危機の発生に備え、「I H E A T(*2)」における限られた専門職の人材確保と、保健所の安定した機能発揮が求められる。引き続き、関係機関と連携して人材の確保にあたりとともに、健康危機の際に庁内の応援職員、外部専門人材、関係機関がいずれも円滑に役割を果たせるよう、効果的な研修に取り組むこと。また、研修で予定されているドライブスルー検査について、今後導入が決定した場合に円滑な運用が実現できるよう、課題の整理及び検討を行うこと。

*2 感染症のまん延等の健康危機が発生した場合に地域の保健師等の専門職が保健所等の業務を支援する仕組み。

④ 在宅医療・介護連携の推進について【住民福祉の向上の視点・有効性の視点】

高齢化が進展する中、地域で療養生活を送り、在宅で終末期を迎えたいというニーズがある。四日市市在宅医療・介護連携支援センター「つなぐ」による医療・介護関係者の連携支援や、関係者による退院時カンファレンスの開催、訪問看護ステーションや四日市看護医療大学による医療・介護関係者向けの研修が実施されているが、希

望する人が円滑に在宅で療養生活を送れるよう、医療・介護関係者のさらなる相互の理解促進と連携の強化に取り組むこと。

健康福祉部 保健予防課

第1 監査の概要

1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）

2 監査の対象

対象部局 健康福祉部 保健予防課

対象年度 令和5年度

対象事項 財務事務等

3 監査の実施場所及び監査期間

実施場所 四日市市役所 監査委員室

監査期間 令和6年11月12日

4 監査の主な実施内容

四日市市監査基準に基づき、監査対象部局への聞き取り調査や過去の監査結果を踏まえて、事務事業に内在するリスクを想定し、リスク発生の可能性や発現時の影響度の観点からリスク評価を行うとともに、財務事務や経営に係る事務の管理が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げているか、その組織及び運営の合理化に努めているかなどについて、関係帳簿・書類の抽出調査、実査及び監査資料に基づく関係職員への質問等の方法により監査を行った。

第2 監査対象の概要

健康福祉部保健予防課の主な業務内容及び職員数（令和6年8月1日現在）は、次のとおりである。

【保健予防課】

保健予防課 職員1人	
保健予防係 職員7人	(1) 感染症対策に関すること。
会計年度任用4人	(2) 感染症の診査に関する協議会に関すること。
精神保健係 職員10人	(1) 精神保健相談及び精神障害者保護に関すること。
再任用職員1人	(2) 精神保健福祉手帳の交付申請に関すること。
会計年度任用4人	(3) 自立支援医療受給者証(精神通院)の交付申請に関すること。
	(4) 自殺対策に関すること。
	(5) 指定難病に係る特定医療、特定疾患医療、肝炎治療及び肝がん・重度肝硬変治療に関すること。
	(6) 難病患者の支援に関すること。
	(7) 課の庶務に関すること。

（職員18人、再任用職員1人、会計年度任用職員8人）

第3 監査の着眼点

1 想定されるリスクからの着眼点

事務事業におけるリスクについて事前調査でのリスク評価や聞き取りにより設定した。

- (1) リスク評価チェックリストの検証
- (2) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク
- (3) 職員配置におけるリスク
- (4) 勤務上における職員の身体的リスク

2 3E（経済性、効率性、有効性）・合規性等の視点からの着眼点

事務事業の合規性や正確性のみならず、経済性、効率性、有効性の視点等から設定した。

第4 監査結果

上記の着眼点に基づき監査を行った結果、次のとおり、内在するリスクや事務の一部に是正又は改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意するとともに、その措置を講じるよう要望する。

なお、措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査の結果

(1) リスク評価チェックリストの検証（別表参照）

リスク評価調査においては、支出事務、契約事務、情報管理等において点数が高く、全体的にリスクは平均的な評価となった。事前調査の結果、支出事務、文書管理等について、一部事務処理誤りが見受けられた。

(2) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク

- ◆ワーク・ライフ・バランスを推進するため、業務の効率化や休暇取得の促進、時間外勤務の縮減等の職員の働き方の改善がなされているか。

リスク発現への予防策・リスクの発現状況

年間360時間を超える時間外勤務を行った職員はいなかった。新型コロナウイルス感染症が5類に移行したこともあり、課全体の時間外勤務の月平均時間も15.4時間と、令和4年度以前と比べて大きく減少した。

意見

新型コロナウイルス感染症の流行に伴い増加していた時間外勤務の状況は改善されているが、平常時においても時間外勤務の縮減に引き続き取り組むこと。

(3) 職員配置におけるリスク

- ◆保健予防課では勤続年数の短い職員が多く見受けられ、業務を行うにあたって必要な専門的技術や知識の継承などは適切に行われているか。

リスク発現への予防策・リスクの発現状況

保健予防係、精神保健係ともに、比較的在職年数の長い職員が若手職員をサポートする体制をとっており、重要な判断については1人で行うことのないよう、課内の情報共有や協力体制の維持に努めている。

また、様々な外部研修に積極的に参加し、専門知識の獲得や国の動向把握などに努めている。保健師については、他所属の保健師との情報共有も行っている。

意見

コロナ禍の経験を活かし、職員間での情報共有に努めるとともに、他所属の保健師との連携も図り、引き続き業務に必要な専門知識や情報が適切に継承されるよう取り組むこと。

(4) 勤務上における職員の身体的リスク

- ◆精神保健係の業務として、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第23条に基づき、自傷他害のおそれのある精神障害者についての通報に関わるものがある。こうした業務に従事する際における、職員の身体的なリスクについて、対応は取られているか。

リスク発現への予防策・リスクの発現状況

警察から通報があった際に対応することになるが、この業務については基本的に男性2人、女性1人で構成される3班体制をとっており、半月毎に担当班を交替して対応している。

意見

精神保健係では夜間の出動などもあることから、身体的な負担のみならず、職員の心のケアも非常に重要である。所属内で必要な情報共有を行うとともに、所属長からの意識的な声かけも実施しているとのことであり、引き続き職員が心身ともに健やかな状態で業務に従事できるよう努めること。

2 3 E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意見

① 内部事務管理について【合規性の視点】

内部事務の基本的な部分で、いくつかの事務処理誤りが見受けられた。これは、職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことに要因がある。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなど、内部チェック体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。

また所属長は、決裁権者や出納員としての自らの責任をあらためて認識し、適正に決裁を行うこと。

② 新たな感染症発生時の対応について【住民福祉の向上の視点・有効性の視点】

ア 新型コロナウイルス感染症のような感染症が新たに発生した場合は、保健所の業務が再び逼迫することが想定される。新型コロナウイルス感染症の経験を活かし、各業務のマニュアル作成や専門人材の育成、必要な体制の確認などに取り組み、新たな感染症の発生に対する備えを整えること。

イ 感染症の流行に備え、デジタル技術を活用した窓口負担の軽減など、平常時から緊急事態に備えた体制づくりを念頭に業務改善に取り組むこと。

ウ 感染症の流行など危機的な状況においては、市役所を退職した職員にも協力を要請できる仕組みを整えると同時に、民間業者とも協調して緊急時に対応できる体制づくりに努めること。

③ 自殺予防対策の効果的な実施について【住民福祉の向上の視点・有効性の視点】

四日市市における自殺予防対策としては、9月の自殺予防週間や3月の自殺対策強化月間における啓発活動、メンタルパートナー養成研修の実施などを行うとともに、医療や福祉、教育などの各機関とも連携を図っている。こころの相談事業とともに、引き続き効果的な取り組みの実施に努めること。

④ 精神障害施策における民間団体との連携について【有効性の視点】

相談事業を含め、精神障害者への対応については、保健所単独で行うには限界があると思われる。福祉関係の法人等と会議などを通じて意見交換を定期的に行うなど、民間団体との連携にも注力すること。

⑤ 感染症対策に関する啓発について【住民福祉の向上の視点・有効性の視点】

感染症対策の啓発については、小規模な診療所にも掲示物の掲載を依頼するなど、きめ細やかな取り組みを継続するとともに、講演会などについてもその効果を検証しながら展開していくこと。

健康福祉部 衛生指導課

第1 監査の概要

1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）

2 監査の対象

対象部局 健康福祉部 衛生指導課

対象年度 令和5年度

対象事項 財務事務等

3 監査の実施場所及び監査期間

実施場所 四日市市役所 監査委員室

監査期間 令和6年11月11日

4 監査の主な実施内容

四日市市監査基準に基づき、監査対象部局への聞き取り調査や過去の監査結果を踏まえて、事務事業に内在するリスクを想定し、リスク発生の可能性や発現時の影響度の観点からリスク評価を行うとともに、財務事務や経営に係る事務の管理が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げているか、その組織及び運営の合理化に努めているかなどについて、関係帳簿・書類の抽出調査、実査及び監査資料に基づく関係職員への質問等の方法により監査を行った。

第2 監査対象の概要

健康福祉部衛生指導課の主な業務内容及び職員数（令和6年8月1日現在）は、次のとおりである。

【衛生指導課】

衛生指導課 職員3人 生活衛生係 職員5人 会計年度任用4人	(1) 興行場、旅館、理容所、美容所等に関すること。
	(2) 墓地、火葬場等に関すること。
	(3) 狂犬病予防に関すること。
	(4) 動物の愛護及び管理に関すること。
	(5) 化製場等に関する法律（昭和23年法律第140号）に基づく事務に関すること。
	(6) 課の庶務に関すること。
食品薬事係 職員7人	(1) 薬事に関すること。
	(2) 毒物及び劇物に関すること。
	(3) 麻薬及び向精神薬に関すること。
	(4) 食品衛生に関すること。
	(5) 献血及び臓器移植に関すること。

（職員15人、会計年度任用職員4人）

第3 監査の着眼点

1 想定されるリスクからの着眼点

事務事業におけるリスクについて事前調査でのリスク評価や聞き取りにより設定した。

(1) リスク評価チェックリストの検証

(2) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク

(3) 専門的業務に対する内部統制上のリスク

2 3E（経済性、効率性、有効性）・合規性等の視点からの着眼点

事務事業の合規性や正確性のみならず、経済性、効率性、有効性の視点等から設定した。

第4 監査結果

上記の着眼点に基づき監査を行った結果、次のとおり、内在するリスクや事務の一部に是正又は改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意するとともに、その措置を講じるよう要望する。

なお、措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査の結果

(1) リスク評価チェックリストの検証（別表参照）

リスク評価調査においては、現金等管理、支出事務、契約事務等において点数が高く、全体的にリスクは平均的な評価となった。事前調査の結果、公印管理、文書管理、人事管理等について、一部事務処理誤りが見受けられた。

(2) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク

◆ワーク・ライフ・バランスを推進するため、業務の効率化や休暇取得の促進、時間外勤務の縮減等の職員の働き方の改善がなされているか。

リスク発現への予防策・リスクの発現状況

時間外勤務対象職員10人に対して、2人が年間360時間を超える時間外勤務(*)を行っていた。

*「四日市市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則」において、1年の時間外勤務の上限は、原則として360時間以内と規定されている。

意見

時間外勤務が年間360時間を超える職員が見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスの充実を図るため、働きやすい職場環境づくりを行い、働き方改革の取り組みを進めること。また、デジタル技術の活用等による業務改善をはじめとする業務効率化等による時間外勤務の削減に取り組むこと。

（３）専門的業務に対する内部統制上のリスク

- ◆衛生指導課の業務は専門的なものが多く、業務の適正性の確保などの内部統制が確実に行われているか。

リスク発現への予防策・リスクの発現状況

両係の係長はそれぞれ獣医師と薬剤師であり、副参事兼課長補佐としても２人の薬剤師が配置されている。そのうち１人は両係の係長を経験しており、もう１人も食品薬事係長を経験していることから、業務の適正性に対する専門的な観点からの内部統制を図ることができている。また、事務職である課長とも、十分に情報共有を図り、財務事務をはじめとした一般的な行政事務の適正執行にも努めている。

２ ３ E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

指 摘

人事管理について【合規性の視点】

会計年度任用職員の年次有給休暇については、１日単位または時間単位で取得できることとなっているが、誤って１５分単位で取得していた事例が見受けられた。年次有給休暇の適正な取得について、改めて会計年度任用職員に周知するとともに、所属長は人事課から提供される資料を参照して制度への理解を深めるなど、適正な人事管理の徹底を図ること。

意 見

① 内部事務管理について【合規性の視点】

内部事務の基本的な部分で、いくつかの事務処理誤りが見受けられた。これは、職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことに要因がある。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなど、内部チェック体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。事務の基本的な部分について、各職員がミスなく執行するという意識を持つとともに、決裁を行う際には、所属長が決裁権者や出納員としての自らの責任を認識したうえで行うこと。

② 専門職の人材確保と育成について【有効性の視点】

薬剤師や獣医師が担う専門的な業務が多いことから、適正な業務執行のためには、人材の確保や育成が求められる。専門職の確保が難しい現状において、一人でも多くの人材を確保できるよう、大学への働きかけを続けるとともに、職員が安心して長く働ける職場環境が整っているかを改めて検討すること。検討にあたっては、時流に即した待遇やデジタル技術の活用等による負担軽減など、他所属とも協議して進めること。

③ 動物と共生できる社会の実現について【有効性の視点・住民福祉の向上の視点】

ア 猫の避妊去勢手術について、飼い主のいない猫を対象とした活動は労力を要するが、地域やボランティア団体等と協働し、状況が悪化しないよう引き続き取り組む

こと。また、手術費用の補助については、物価高騰を踏まえた予算の確保に努めること。

イ 災害時の犬や猫の避難について、アレルギーや衛生の観点から、飼い主と同じ避難所に入所することが難しいと考えられる。動物愛護センターの設置など、有事の際の円滑な受入れが可能な環境の整備を検討すること。

④ 薬物乱用防止の啓発について【有効性の視点】

薬物乱用防止については、早期から啓発することが重要である。学校だけでなく地域団体に向けても対象とするなど範囲を広げ、啓発の方法について検討すること。

⑤ 委託料の積算について【経済性の視点】

委託契約に際しては、内容に見合った金額であるか精査を行い、その記録を残すこと。特に前年度より増額となる際には、要因について分析を行うこと。

健康福祉部 食品衛生検査所

第1 監査の概要

1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）

2 監査の対象

監査対象部局 健康福祉部 食品衛生検査所

対象年度 令和5年度

監査対象事項 財務事務等

3 監査の実施場所及び監査期間

実施場所 四日市市役所 監査委員室

監査期間 令和6年11月11日

4 監査の主な実施内容

四日市市監査基準に基づき、監査対象部局への聞き取り調査や過去の監査結果を踏まえて、事務事業に内在するリスクを想定し、リスク発生の可能性や発現時の影響度の観点からリスク評価を行うとともに、財務事務や経営に係る事務の管理が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げているか、その組織及び運営の合理化に努めているかなどについて、関係帳簿・書類の抽出調査、実査及び監査資料に基づく関係職員への質問等の方法により監査を行った。

第2 監査対象の概要

健康福祉部食品衛生検査所の主な業務内容及び職員数（令和6年8月1日現在）は、次のとおりである。

【食品衛生検査所】

食品衛生検査所 職員1人 食肉検査グループ 職員15人 会計年度任用2人	(1) と畜検査に関すること。
	(2) 食鳥検査に関すること。
	(3) 所の庶務に関すること。
衛生検査グループ 職員5人 再任用職員1人	(1) 病理学検査に関すること。
	(2) 理化学検査に関すること。
	(3) 微生物検査に関すること。
	(4) 食品収去検査及び食中毒等検査に関すること。
	(5) 感染症検査、特定感染症検査及び肝炎検査に関すること。
	(6) その他保健衛生検査に関すること。

（職員21名、再任用職員1人、会計年度任用職員2人）

第3 監査の着眼点

1 想定されるリスクからの着眼点

事務事業におけるリスクについて事前調査でのリスク評価や聞き取りにより設定した。

(1) リスク評価チェックリストの検証

(2) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク

(3) 職員配置におけるリスク

(4) 検査の正確性にかかるリスク

2 3E（経済性、効率性、有効性）・合規性等の視点からの着眼点

事務事業の合規性や正確性のみならず、経済性、効率性、有効性の視点等から設定した。

第4 監査結果

上記の着眼点に基づき監査を行った結果、次のとおり、内在するリスクや事務の一部に是正又は改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意するとともに、その措置を講じるよう要望する。

なお、措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

(1) リスク評価チェックリストの検証（別表参照）

リスク評価調査においては、収入事務、支出事務、契約事務、財産管理等において点数が高く、全体的にリスクは平均的な評価となった。事前調査の結果、契約事務について、一部事務処理誤りが見受けられた。

(2) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク

◆ワーク・ライフ・バランスを推進するため、業務の効率化や休暇取得の促進、時間外勤務の縮減等の職員の働き方の改善がなされているか。

リスク発現への予防策・リスクの発現状況

年間360時間を超える時間外勤務を行った職員はいなかった。課全体の時間外勤務の月平均時間も5.3時間と低い水準であった。

引き続き、職員のワーク・ライフ・バランスを充実させるため、働きやすい職場環境づくりを行い、働き方改革の取り組みを進めるとともに、デジタル技術の活用等による業務改善をはじめとする業務効率化等による時間外勤務の削減に取り組むことが求められる。

(3) 職員配置におけるリスク

- ◆食肉検査グループの事務職2人は配属1年目であるが、業務継承・業務体制に課題は生じていないか。

リスク発現への予防策・リスクの発現状況

事務職の担当業務は、一般的な事務が中心であり、特段高度な専門性を必要としないので、大きな課題は生じていない。

意見

衛生検査部門の移転・施設整備（新築）が、令和8年度供用開始に向けて進められている。今後、整備内容に変更が生じた場合等、臨床検査技師と工事担当等関係部局との調整業務が発生することも見込まれるため、その際には、事務職として適切に対応すること。

- ◆獣医師、臨床検査技師の確保や、業務上の知識・ノウハウの継承について支障はないか。

リスク発現への予防策・リスクの発現状況

獣医師は、全国の獣医科大学の卒業生の獲得アプローチを積極的に行っており、令和7年度職員採用試験においては、必要な職員数の合格者があった。

臨床検査技師は、在籍者の業務経験が比較的短く、検査技術の継承も含め、年齢バランスのとれた職員の確保が必要である。

意見

臨床検査技師については、人材育成を行うとともに、人材確保のルートとして市立四日市病院と人事交流を行うことを含めて、人事当局に対し人材確保の必要性を求めていくこと。

(4) 検査の正確性にかかるリスク

- ◆と畜検査、食品・食中毒・感染症の微生物検査等について、正確な検査が行える環境が確保できているか。

リスク発現への予防策・リスクの発現状況

検査結果が正しいものとなるよう管理するための精度管理(*)を行っている。内部精度管理・外部精度管理を目標どおり行っており、検査精度の向上に努めている。また、検査員の知識と技術の向上を目的とした所内研修に力を入れ、外部で専門的な研修を受講した職員は、詳細な復命書を残すとともに、所内研修で他の職員に内容を報告して、情報共有を図っている。

なお、衛生検査部門については、借用する県四日市庁舎北館で検査を行っている。施設の老朽化等の課題があり、市有地への施設移転を進めており、将来に向けたより

良好な環境確保を図っている。

- * 精度管理とは、検査成績の信頼性を維持・向上させるための手段であり、検査の正確さや精密さを確認する。外部精度管理とは、第三者機関により、既知の検体を測定し、目的とする結果の正誤について評価を受け、検査方法や検査結果に誤りがないか確認をする。内部精度管理は外部精度管理と同様のことを組織内で行うものである。

意見

衛生部門の新施設について、専門的な知見を活かし、安全・適切な運営が可能な施設となるよう、建設に当たり十分意見を反映させること。

2 3 E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意見

① 内部事務管理について【合規性の視点】

ア 内部事務の基本的な部分で、事務処理誤りが見受けられた。これは、職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことに要因がある。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなど、内部チェック体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。

また所属長は、決裁権者や出納員としての自らの責任をあらためて認識し、適正に決裁を行うこと。

イ 職種にかかわらず全ての職員が事務処理に関する基本事項を十分に理解し、疑問点は放置せず、適切な処理方法を確認しながら、丁寧で正確な事務処理に努めること。

② 組織運営について【有効性の視点】

獣医師・臨床検査技師は、配属先が固定され、人間関係も固定化傾向の可能性があり。所属長は、職員とコミュニケーションを図り、職務遂行の公正さを保ちつつ業務が円滑に進むよう努めるとともに、内部統制について徹底した指導を行うこと。

リスク評価チェックリスト

事前調査
R6.9.19～R6.10.2

※出先職場には加算あり
※網掛けの数字は、監査でリスク発現が確認された項目

リスク評価チェックリスト					健康福祉部																
事前調査 R6.9.19～R6.10.2					※出先職場には加算あり ※網掛けの数字は、監査でリスク発現が確認された項目					福祉 福祉課 課長	保健 課長	高齢 福祉課 課長	介護 保険課 課長	障害 福祉課 課長	健康 年金課 課長	健康 づくり 課長	保健 企画課 課長	保健 予防課 課長	衛生 指導課 課長	食生活 指導課 課長	
チェック項目：リスクを内在する事象					想定されるリスク	リスクの発生可能性の程度 評価指標	リスク発現時の被害又は影響の程度 評価指標	評価点	評価点	評価点	評価点	評価点	評価点	評価点	評価点	評価点	評価点	評価点	評価点	評価点	評価点
(1) 所属の 主要な 業務	ア	許認可、不利益処分に係る事務を行っているか。 (許可、認可、給付費支給決定、使用料等の減免決定、税等の賦課決定、許可の取消し、免許の効力の停止等)	許認可等の事務が適切に行われないリスク	0 許認可等の事務なし 1 所属の主要な業務ではないが許認可等の事務あり 2 許認可等の事務が主要な業務		4	4	2	4	4	4	2	4	2	4	4					
	イ	内部統制を業務に組み入れ、遂行しているか。	内部統制事務が適切に行われないリスク	1 内部統制は、基本的に自所属のみで行う 2 部内における内部統制に関わる業務を行っている 3 全庁的な内部統制に関わる業務を行っている		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2				
(2) 収入事務	ア	地方税、分担金、使用料、手数料等を徴収する業務を行っているか。 (施設等使用料、保育料、市営住宅賃料、手数料等)	法令等に基づいた金額を徴収していないリスク 減免の制度又は運用が適切でないリスク 収入未済となるリスク 収入未済が適正に処理されないリスク	0 なし、又は、たまに手数料等の徴収あり 1 所属の主要な業務ではないが、定期的に行っている 2 主要な業務として毎月行っている	徴収額 1 1000万円未満 2 1000万円以上1億円未満 3 1億円以上	2	2	2	6	3	6	3	1	0	2	4					
	イ	滞納債権があるか。	滞納債権の適正な管理がされないリスク	0 滞納債権なし 1 滞納債権10件未満 2 滞納債権10件以上	滞納債権の総額 1 100万円未満 2 100万円以上	4	4	1	4	1	4	0	1	0	0	0	0				
(3) 現金等管理	ア	現金や金券(切手・収入印紙・駐車券等)の取扱いがあるか。	現金・金券の紛失、数え間違い、処理遅れ、着服等のリスク	0 扱っていない 1 週に1回未満 2 週に1回以上	1か月の現金・金券の取扱平均額 1 10万円未満 2 10万円以上	1	4	4	4	1	4	4	1	2	4	0					
(4) 支出事務	ア	歳出予算(給料、職員手当等及び共済費並びに会計年度任用職員の任用にかかる報酬及び旅費を除く)の執行を行っているか。	不適切な金額での支出、支出相手方の誤り、支払遅延など支出が適正に行われないリスク	執行件数(1件当たり100万円以上のもの(契約書の作成が必要なものの)) 1 10件未満 2 10件以上	所属の支出総額(給料、職員手当等及び共済費並びに会計年度任用職員の任用にかかる報酬及び旅費を除く) 1 3000万円未満 2 3000万円以上1億円未満 3 1億円以上	6	6	6	6	6	6	6	4	2	4	4					
	イ	負担金、補助金又は交付金を支出しているか。 (負担金は研修負担金を除く。)	補助金等が不適正に支出され、又は目的外に使用されるリスク	0 補助金等の予算なし 1 補助金等の予算1000万円未満、かつ運営費に対する補助金なし 2 補助金等の予算1000万円以上、または運営費に対する補助金あり	1 財源が国県費のみ 2 財源が市費のみ、又は市費と国県費	4	2	4	4	4	4	2	4	2	4	4					
	ウ	扶助費を支出しているか。	扶助費が不適正に支出され、又は目的外に使用されるリスク	0 扶助費 予算なし 2 扶助費 予算あり	扶助費の支出総額 1 3000万円未満 2 3000万円以上1億円未満 3 1億円以上	2	6	6	2	6	0	0	0	4	0	0	0				
(5) 契約事務	ア	事業者と工事請負などの契約を締結しているか。	事業者選定、金額決定等が適切に行われないリスク	工事請負費、原課契約工事に係る契約の件数 0 なし 1 10件未満 2 10件以上	工事請負費、修繕料に係る予算の合計額 1 1000万円未満 2 1000万円以上1億円未満 3 1億円以上	1	0	2	0	1	0	2	1	0	1	0					
	イ	事業者と業務委託の契約を締結しているか。 (施設管理業務委託、事業運営業務委託など)	事業者選定、金額決定、委託業務の管理や評価が適切に行われないリスク	委託件数 0 なし 1 5件未満 2 5件以上	1 事務事業の一部であり軽易な部分のみを委託 2 事務事業の主要な部分を委託	4	4	4	4	4	4	4	4	2	4	4					
	ウ	単独随意契約の方法により工事請負若しくは修繕又は業務委託の契約を締結しているか。(エに該当する契約を除く。)	事業者選定、金額決定等が適切に行われないリスク	単独随意契約による工事請負若しくは修繕又は業務委託の契約の件数 0 なし 1 10件未満 2 10件以上	単独随意契約による工事請負若しくは修繕又は業務委託の契約における契約金額の合計 1 100万円未満 2 100万円以上	4	2	4	4	2	4	4	2	4	4	4					
	エ	指定管理者制度を導入しているか。	事業者選定、金額決定、委託業務の管理や評価が適切に行われないリスク	指定管理者制度により管理している公の施設 0 なし 2 あり		0	0	0	0	4	0	0	4	0	0	0	0				
	オ	プロポーザルによる契約(企画提案型のものを含む。)又は特定の地域活動組織との継続的な契約(「プロポーザル等による契約」という。)を締結しているか。	事業者選定、金額決定等が適切に行われないリスク 委託事業の仕様が不明確なものになり事業目的が達成されないリスク	0 なし 2 あり	プロポーザル等による契約における契約金額の合計 1 100万円未満 2 100万円以上	4	4	4	4	4	0	0	0	0	0	0	0				
(6) 財産管理	ア	公有財産(土地・建物・工作物)を所管しているか。	土地、建物、工作物が安全に使用できないリスク 保有コストに見合う効果がないリスク 有効活用(又は、市民に有効利用)されないリスク	0 なし 2 あり		4	0	4	0	4	4	4	0	0	0	4					
	イ	土地又は建物の貸付けを行っているか。	多額の損失発生のリスク 不適正な賃付料となっているリスク 資産が不適正又は目的外に使用されるリスク	0 なし 2 あり		4	0	4	0	4	0	0	4	0	0	0	0				
(7) 基金	ア	基金を所管しているか。	設置目的に合致した活用がなされないリスク 適切な運用又は運用益の処理がなされないリスク	0 なし 2 あり		4	0	0	4	0	4	0	0	0	0	0	0				
(8) 情報管理	ア	個人情報取扱っているか。	個人情報の漏えいや目的外使用、データの改ざん、滅失等のリスク	1 個人情報の取り扱い件数が、概ね100件未満である 2 個人情報の取り扱い件数が、概ね100件以上である 3 個人情報の取り扱い件数が概ね100件以上で、外部事業者とデータのやり取りがある		6	6	4	6	6	6	6	4	6	4	2					
(9) 組織・人員	ア	監査年度を含む過去2年以内に、組織変更、所管替え等があったか。	分掌事務が十分に行われないリスク	0 なし 1 部局の変更(所管業務は変更なし) 2 主要業務の所管替えや組織変更に伴う所管業務の再編成あり		4	0	0	0	0	0	4	4	4	0	0					
	イ	在籍年数の短い職員が多いか。	所属において業務に必要なスキル(知識、経験)が継承されず、業務の処理誤りや、不正行為の発覚とかが発生するリスク	1 3年以上在籍する職員の数が所属の全職員数の50%以上 2 3年以上在籍する職員の数が所属の全職員数の50%未満		4	4	4	2	4	4	4	4	4	2	2					
	ウ	時間外勤務を多く行っているか。	時間外勤務により、職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク 業務量に対し職員数が不足することにより、業務が停滞するリスク 特定の職員に時間外勤務が偏ることにより、業務が停滞するリスク	0 年間時間外勤務360時間以上の職員なし 2 年間時間外勤務360時間以上の職員あり 3 厚生労働省が定める過労死等労災認定基準を上回る時間外勤務を行っている職員あり		6	4	6	6	6	4	0	4	0	4	0	0				
(10) その他	ア	毒物・劇物・危険物等の取り扱いはあるか。	毒物・劇物・危険物等が適切に管理されないリスク	0 毒物・劇物・危険物等を保管していない 2 毒物・劇物・危険物等を保管している		0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	4					
合計点								70	54	63	62	66	56	47	54	42	35	38			